

令和7年度第3回静岡県障害者施策推進協議会

日 時：令和8年3月24日（火）

午後2時30分～午後4時30分まで

会 場：障害者働く幸せ創出センターAB会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）報告事項

- ・ 令和8年度障害福祉施策の概要(資料1)
- ・ 日中サービス支援型グループホームの評価の実施状況(資料2)
- ・ 障害福祉サービス事業所の令和6年度県平均工賃月額実績(資料3)
- ・ 手話サポーターを活用した手話言語普及の取組(資料4)
- ・ 医療的ケア児者及び強度行動障害に関する実態調査の結果
(資料5・6)
- ・ 精神科病院への入院者訪問支援事業(資料7)

（2）協議事項

- ・ 第6次静岡県障害者計画(案)(資料8・9)
- ・ 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定(資料10)

3 閉 会

令和7年度第3回静岡県障害者施策推進協議会

出席者名簿

○委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属名・役職名	備考
香野 毅	静岡大学教育学部教授	会長
天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会会長	会長代理・Web参加
岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉会会長	
大石 明利	前東海大学短期大学部教授	
小倉 健太郎	静岡県聴覚障害者協会事務局長	
篠原 睦美	静岡県自閉症協会事務局	
高橋 房恵	静岡県手をつなぐ育成会評議員	
土居 由知	静岡県視覚障害者情報支援センター長	
西尾 知世	酒井・根木法律事務所弁護士	Web参加
深沢 貴子	静岡県難病団体連絡協議会副理事長	
松永 憲之	静岡県経営者協会事務局長	欠席
三浦 一也	医療法人好生会小笠病院診療部長	
村松 妙子	静岡県精神保健福祉会連合会理事	
矢部 初江	静岡県作業所連合会・わ	

○事務局及び幹事

部 局 等	氏 名	職 名	備考
健康福祉部	加藤 克寿	障害者支援局長	
	上原 吉人	障害者政策課長	
	渡邊 敏宏	障害者政策課課長代理	
	武田 保誉	障害福祉課長	
	影山 洋子	精神保健福祉室長	
	小池 吉孝	障害福祉課課長代理	
	勝又 健次	疾病対策課疾病対策班長	
経済産業部	大石 満宏	就業支援局産業人材課多様な人材活躍推進班長	
教育委員会	山村 仁	特別支援教育課長	
	中山 靖子	教育政策課人権・教員育成室長	
	小林 佐知子	高校教育課指導第1班長	
	池上 潤子	義務教育課指導監	

令和7年度第3回静岡県障害者施策推進協議会

座 席 表

香野会長

高橋委員

深沢委員

三浦委員

村松委員

矢部委員

●手話通訳者
2人

小倉委員

岩瀬委員

大石委員

篠原委員

土居委員

【WEBによる出席委員】
天良会長代理
西尾委員

渡邊
障害者政策課
課長代理

上原
障害者政策課長

加藤
障害者支援局長

武田
障害福祉課長

影山
精神保健福祉室長

小池
障害福祉課
課長代理

勝又
疾病対策課
疾病対策班長

大石
産業人材課
多様な人材活躍推進班長

山村
特別支援教育課長

中山
教育政策課
人権・教員育成室長

小林
高校教育課
指導第1班長

池上
義務教育課
指導監

事務局

【 資 料 目 次 】

<報告事項>

【資料 1】令和 8 年度静岡県障害福祉施策の概要.....	p. 1
・ 障害者総合支援法関連事業.....	p. 2
・ 障害者施設等整備費助成.....	p. 3
・ 障害者就労総合支援関連事業.....	p. 4
・ 物価高騰対策支援関連事業.....	p. 5
・ 医療的ケア児等支援関連事業.....	p. 6
・ 自殺対策関連事業.....	p. 7
【資料 2】日中サービス支援型グループホームの評価の実施状況.....	p. 9
【資料 3】障害福祉サービス事業所の令和 6 年度県平均工賃月額実績.....	p. 13
【資料 4】手話サポーターを活用した手話言語普及の取組.....	p. 15
【資料 5】医療的ケア児者実態把握調査の結果.....	p. 17
【資料 6】強度行動障害に関する調査の結果.....	p. 19
【資料 7】精神科病院への入院者訪問支援事業.....	p. 21

<協議事項>

【資料 8】第 6 次静岡県障害者計画(案)概要.....	p. 24
【資料 9】「第 6 次静岡県障害者計画(案)」に係る県民意見の募集に寄せられた御意見と 静岡県の方考え方.....	p. 25
【資料 10】第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の策定.....	p. 41
・ 参考資料 静岡県障害者施策推進協議会条例.....	p. 45

【別 冊】第 6 次静岡県障害者計画(案)	
-----------------------	--

令和8年度静岡県障害福祉施策の概要

資料1

区 分	令和7年度			(単位:千円)	ページ 番号
	当初予算	補正	年度計	令和8年度 当初予算	
障害のある人への支援	27,978,125	3,929,180	31,907,305	30,246,813	
障害に対する理解と相互交流の促進	14,992	△141	14,851	12,070	
障害のある人への心づかい推進事業費	5,973	△25	5,948	3,051	
障害児・者虐待防止対策事業費	4,329	△8	4,321	4,329	
合理的配慮アドバイザー派遣事業費	1,000	△23	977	1,000	
手話言語普及促進事業費	3,690	△85	3,605	3,690	
地域における自立を支える体制づくり	24,771,130	4,037,739	28,808,869	27,044,843	
障害者総合支援法施行運営費	20,384	8,253	28,637	15,343	p. 2
圏域スーパーバイザー設置事業費	32,500	—	32,500	32,500	
障害者施設等整備費助成	279,700	425,903	705,603	270,600	p. 3
障害者自立支援給付費負担金	20,140,000	1,152,000	21,292,000	22,405,000	p. 2
特別障害者手当等給付事業費	61,000	4,000	65,000	66,000	
身体障害児（者）援護費負担金	1,043,000	39,000	1,082,000	1,087,000	
重度障害者（児）医療費助成	1,745,000	16,000	1,761,000	1,764,000	
障害者地域生活支援事業費	667,200	△29,238	637,962	681,700	p. 2
障害児者ライフサポート事業費助成	9,775	1,824	11,599	8,575	
点字図書館等運営事業費	52,919	—	52,919	53,119	
聴覚障害児等療育支援事業費	4,078	—	4,078	4,078	
言語障害児指導相談事業費助成	6,900	—	6,900	5,900	
障害者福祉推進事業費（県行）	65,900	△3,728	62,172	61,000	
障害者福祉推進事業費（国行）	69,828	△1,891	67,937	75,700	
障害福祉人材確保事業費	42,400	27,103	69,503	20,900	
精神障害者権利擁護推進事業費	35,010	△6,862	28,148	31,493	
障害者手帳システム運営事業費	16,200	△2,766	13,434	5,517	
心身障害者扶養共済事業特別会計繰出金	118,757	△285	118,472	118,351	
装具使用者フォローアップ推進事業費	1,000	—	1,000	1,000	
「あしたか太陽の丘」運営費助成	18,706	—	18,706	18,706	
県立障害者施設整備事業費	15,900	△4,903	10,997	5,900	
地域生活定着支援センター事業費	40,000	—	40,000	40,000	
県立障害児（者）施設運営費	120,614	△3,324	117,290	128,040	
精神障害者地域移行定着支援事業費	9,125	△105	9,020	8,021	
重度障害者対応グループホーム整備事業費助成	14,000	△14,000	0	—	
福産品応援事業費	5,300	—	5,300	3,300	p. 4
農福連携による工賃向上支援事業費	22,700	—	22,700	23,200	p. 4
障害者働く幸せ創出事業費	55,400	—	55,400	55,900	p. 4
障害者就労モデル事業費	5,034	—	5,034	10,000	
生産活動パワーアップ支援事業費	8,400	6,558	14,958	—	p. 4
知的障害者等居宅介護職員養成研修事業費	9,000	—	9,000	9,000	
工賃向上会計処理支援事業費	5,400	△392	5,008	5,000	p. 4
就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業費助成	30,000	△8,108	21,892	30,000	p. 4
障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業費	—	742,000	742,000	—	p. 5
障害福祉職員処遇改善緊急支援事業費助成	—	1,352,000	1,352,000	—	
障害福祉事業所等サービス継続支援事業費助成	—	302,600	302,600	—	
精神科救急医療体制運営事業費助成	—	36,100	36,100	—	p. 5
多様な障害に応じた支援	3,192,003	△108,418	3,083,585	3,189,900	
重症心身障害児施設等援護費	1,400	34	1,434	1,434	
在宅重症心身障害児（者）療育支援事業費	5,000	△167	4,833	4,400	
在宅重症児者対応多職種連携研修事業費	6,800	△1,306	5,494	5,800	
心身障害児（者）歯科健康診査委託費	1,510	—	1,510	1,510	
医療的ケア児等総合支援事業費	25,300	△396	24,904	24,100	p. 6
発達障害者支援体制整備事業費	39,676	△308	39,368	41,174	
発達障害者支援センター運営費	142,299	△1,982	140,317	138,351	
多様な精神疾患医療連携体制整備事業費	22,856	△7,008	15,848	22,646	
精神障害者措置・通院医療費負担金	2,823,000	△96,000	2,727,000	2,824,000	
精神科救急医療対策事業費	120,812	△1,285	119,527	123,135	
精神保健関係団体事業費助成	3,350	—	3,350	3,350	
困難や生きづらさを抱える人への支援	147,922	△24,361	123,561	148,000	
自立に向けた生活の支援	35,022	△515	34,507	37,000	
ひきこもり対策推進事業費	35,022	△515	34,507	37,000	
自殺対策の推進	112,900	△23,846	89,054	111,000	
自殺総合対策事業費	112,900	△23,846	89,054	111,000	p. 7
局 計	28,126,047	3,904,819	32,030,866	30,394,813	

R8当初-R7当初：2,268,766千円

事業名	障害者総合支援法関連事業	予算額	R8	2,310,204 万円	担当課(室)	障害者政策課 (内線 3599) 障害福祉課 (内線 3319)
			R7	2,082,758 万円		
1 事業目的 障害のある人の自立した生活を支援するため、障害福祉サービスの給付等を行う。						
2 事業概要 (単位：万円)						
区 分		内 容			R8 当初	
障害者自立支援給付費負担金 (障害福祉課)		介護給付費、訓練等給付費及び相談支援給付費等の費用の一部を負担 (負担率：国 1/2、県 1/4、市町 1/4)			2,240,500	
障害者地域生活支援事業費 (障害福祉課)		障害のある人の地域生活を支援 県事業（負担率：国 1/2、県 1/2） ・専門性の高い相談支援 ・手話通訳者等の養成研修 ほか 市町事業（負担率：国 1/2、県 1/4、市町 1/4） ・相談支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ほか			68,170	
障害者総合支援法施行運営費 (障害者政策課)		障害者総合支援法等の円滑な施行 ・障害者施策推進協議会開催経費 ・自立支援協議会運営経費 ほか			1,534	
		計			2,310,204	

事業名	障害者施設等整備費助成	予算額	R8	27,060 万円	担当課(室)	障害者政策課 (内線 2328)
			R7	27,970 万円 (2月補正 42,900 万円)		
1 事業目的 障害のある人の福祉を向上するため、障害者支援施設等を整備する社会福祉法人等に対して助成する。						
2 事業概要 (単位：万円)						
区 分		内 容			R8 当初	
障 害 者 支 援 施設等整備費 助 成		・ 障害者支援施設の移転改築 1 か所 ・ 補 助 率：国 1/2、県 1/4			(R7.2月補正) 42,900	
		・ 対象整備：新築、改築、大規模修繕 ほか ・ 補 助 率：国 1/2、県 1/4 ・ 箇 所 数：4 か所			27,060	
計					27,060 (R7.2月補正) 42,900	

事業名	障害者就労総合支援関連事業	予算額	R8	12,580 万円	担当課(室)	障害者政策課 (内線 3619)
			R7	12,720 万円		

1 事業目的

障害のある人が働きながら住み慣れた地域で暮らすことのできる共生社会を実現するため、障害のある人の工賃向上及び一般就労を支援する。

2 事業概要

(単位：万円)

区 分	内 容	R8 当初
障 害 者 働 く 幸 せ 創 出 事 業 費	障害のある人の働くことに関する総合的支援 ・障害者働く幸せ創出センターの運営 ・企業、自治体からの発注仲介、福産品販売常設店運営	5,590
農 福 連 携 に よ る 工 賃 向 上 支 援 事 業 費	農業分野での職域及び就労拡大を支援 ・ワンストップ窓口の運営 ・農業技術指導 ・マルシェの開催 ・農産物、加工品のブランド化の推進	2,320
福 産 品 応 援 事 業 費	継続的な購入の促進 ・福産品購入企業等の認定制度 ・一人一品運動協力隊の企業等への展開 ・福産品ブランド化 ・県民向け普及啓発（販売促進フェア 2 回）	330
生 産 活 動 パ ワ ー ア ッ プ 支 援 事 業 費	障害福祉事業所の供給能力向上を支援 ・研修（4 回） ・専門家派遣（72 回） ・共同生産体制の構築	840
就 労 継 続 支 援 A 型 事 業 所 の 経 営 改 善 モ デ ル 事 業 費 助 成	直近の生産活動収支が赤字である就労継続支援 A 型事業所に対して、生産活動の経営改善に要する経費を助成 ・補助率：10/10	3,000
工 賃 向 上 会 計 処 理 支 援 事 業 費	事業所における会計基準に基づく会計処理の徹底、適切な売上げ目標に基づく工賃向上計画の作成を支援 ・研修（3 回） ・個別相談（3 回）	500
計		12,580

※ 交付金申請の都合により 2 月補正とした経費は、R8 当初予算に含む

事業名	物価高騰対策支援関連事業	予算額	R8	－ 万円	担当課(室)	福祉指導課ほか (内線 2960)
		R7	(2 月 補 正 371, 090 万円)			
1 事業目的 物価高騰の影響を受けている医療機関や福祉施設、こどもの居場所等を支援する。						
2 事業概要 (単位：万円)						
区 分	内 容				R7. 2 月	
	支援対象		支給額			
医療機関診療経費等 物 価 高 騰 対 策 支 援 事 業 費 (新規) (医療政策課ほか)	病院 有床診療所		0. 8 万円/床 ほか		199, 000	
	無床診療所 ほか		30. 4 万円/施設 ほか			
周産期母子医療センター 等 運 営 事 業 費 助 成 (新規) (再掲) (地域医療課)	総合周産期母子医療センター ほか		4, 000 万円/施設 ほか		54, 000	
精神科救急医療体制 運 営 事 業 費 助 成 (新規) (障害福祉課)	精神科救急医療体制参画病院		500 万円/施設 ほか		3, 610	
介護サービス事業所等 物 価 高 騰 対 策 支 援 事 業 費 (福祉指導課) (地域福祉課)	<入所系 30 人以上> 介護保険施設 ほか		30 万円/施設 (定額)		62, 100	
	<入所系 29 人以下、通所系ほか> 介護保険施設 ほか		18 万円/施設 (定額)			
障害福祉サービス事業所等 物 価 高 騰 対 策 支 援 事 業 費 (障害者政策課)	<入所・居住系 30 人以上> 障害者支援施設 ほか		30 万円/施設 (定額)		51, 300	
	<入所・居住系 29 人以下、通所系> 障害者支援施設 ほか		18 万円/施設 (定額)			
こどもの居場所 物 価 高 騰 対 策 支 援 事 業 費 (新規) (こども家庭課)	こどもの居場所 ※物品購入費を支援 (新規)		2. 5 万円/施設		1, 080	
計					371, 090	

事業名	医療的ケア児等支援関連事業		予算額	R8	12,302 万円	担当課(室)	障害福祉課ほか (内線 3319)
				R7	10,537 万円		
1 事業目的 医療的ケア児等が地域で安心して生活するため、医療的ケア児等支援センターを運営するほか、学校や保育所等における支援体制整備や医療的ケア児世帯の経済的支援を行う。							
2 事業概要 (単位：万円)							
区 分			内 容			R8 当初	
医療的ケア児等 総合支援事業費 (障害福祉課)		支援体制 の 整 備	医療的ケア児等支援センターの運営 ・相談スタッフ配置（2人） ・地域の支援体制の強化のため、スーパーバイザーを配置（2人）			2,410	
		そ の 他	人材の育成、広報、関係機関との連携 ほか				
小児患者世帯交通費等 支援事業費助成（新規） (疾病対策課)			小児がんや医療的ケア児等を養育する世帯 に対する入院や通院に要する交通費・宿泊費 の支援 ・上限：入院2,000 円/日、通院4,000 円/月			850	
県立学校医療的 ケア児就学支援 事業費 (特別支援教育課)		訪 問 看 護 師	訪問看護師が必要な医療的ケアを行うこと で医療的ケア児の学びの機会を保証 ・対 象：県立学校の医療的ケア児 ・支援内容：在校時支援と通学支援			1,540	
		学 校 看 護 師	医療的ケアを実施する特別支援学校に学校 看護師を配置（82 人）			82 人 (定数措置)	
保育対策等促進事業費助成 (うち医療的ケア児分) (こども未来課)			市町の看護師等の配置への支援 ・沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田 市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、袋 井市、裾野市、湖西市、長泉町			7,502	
計						12,302	

事業名	自殺対策関連事業	予算額	R8	12,598 万円	担当課(室)	障害福祉課 (内線 2920)
			R7	13,160 万円		
1 事業目的 誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、身近な地域における自殺対策を総合的に推進する。						
2 事業概要 (単位：万円)						
区 分		内 容			R8 当初	
自殺総合対策事業費	若 年 層 対 策	・若者こころの悩み相談窓口の設置 (24 時間 365 日) ・こどもの自殺危機対応チームの設置 ほか			3,217	
	自殺未遂者支援	・自殺未遂者支援研修（1 回）			24	
	対面電話相談	・こころの電話相談 受付時間：8：30～16：30 ・いのちの電話休日・夜間委託 ほか			844	
	人 材 養 成	・ゲートキーパー養成研修 ほか 回 数：22 回 場 所：精神保健福祉センター ほか			575	
	普 及 啓 発	・自殺予防週間、自殺対策強化月間キャンペーン			15	
	市 町 支 援	・市町自殺対策事業への助成 ほか 補助率：1/2 ほか			5,629	
	静岡DPAT整備	・静岡DPAT連絡協議会、研修会の開催 ・災害拠点精神科病院の設備等整備助成 ほか			299	
	そ の 他	・市町・県民への情報発信 ・自殺対策連絡協議会の開催 ほか			497	
	小 計			11,100		
SNS 悩み相談窓口事業費 (自殺対策分)		・LINE相談の実施（毎日実施）			1,498	
計					12,598	

日中サービス支援型グループホームの評価の実施状況

(健康福祉部障害者政策課)

1 要 旨

前回の静岡県障害者施策推進協議会において意見のあった、日中サービス支援型グループホームの質の担保について、**県内の地域自立支援協議会へ日中サービス支援型グループホームの評価の実施状況を調査したので、結果を報告する。**

【参考】指定障害福祉サービスの事業の人員、設置及び運営の基準等に関する規則

(平成 25 年 3 月 28 日規則第 19 号)

第 199 条の 10

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第 2 項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、**協議会等による評価を受けるとともに**、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 調査概要

ア 対象

県内の地域自立支援協議会 24 箇所のうち、管内に日中サービス支援型グループホーム(以下、「事業所」とする)が設置されている 20 の自立支援協議会

イ 評価の方法

- ・協議会規定の様式や評価シート等を事業所が記載し、協議会へ提出。
協議会委員等の意見聴取、事業所ヒアリングを元に、協議会にて評価を実施。
事業所へ評価や要望、助言等を行う。(複数回答有)
- ・評価を行う年度と評価を受けた上で事業所の取組を確認する年度の 2 か年のサイクルで実施(複数回答有)
- ・事業所の職員に協議会への出席を求め、事業の実施状況等について報告を受け、その内容を踏まえ、協議会委員から評価を行う
- ・グループホーム連絡会にて各グループホームの情報共有をしながらお互いの強みを評価し、さらに、協議会にて協議、評価する
- ・年 2 回の評価(実施計画と事業報告)を実施している

ウ 評価を行う上で工夫している点

区 分	工 夫 内 容	詳 細
事業所から 協議会へ報告	評価シートに困りごとを拾えるような項目を設定	事業所の困りごとを拾い、助言し、ともに解決していけるような視点 で項目を設定し、評価シートを作成
	提出様式を自由様式とした	規定様式を廃止し、地域連携推進会議での資料を活用できるよう自由様式とした
	記入者の工夫	実態に即した評価シートとなるようサービス管理責任者等が様式に記入するよう依頼
協議会委員等の 意見聴取	委員用資料の工夫	委員用資料に前回の助言・要望等を併記
	外部の視点の取り入れ	計画相談支援事業所に被評価事業所に関するアンケートを実施
事業所 ヒアリング	現地訪問を実施	・ 現地訪問により現場の状況や雰囲気把握 ・ 評価委員(経験者)からのアドバイスや施設との意見交換を実施
	負担軽減の工夫	現地訪問と簡易方法(会場評価、書面評価)を隔年で実施
	相互理解の場という認識の共有	善し悪しの評価ではなく、不明点を確認する機会として、被評価事業所と委員へ共通理解を図っている
協議会 における評価	施設職員の参加	評価会議の場へ被評価事業所職員の参加
	多角的な視点の取り入れ	・ 協議会の相談支援事業所部会の意見を集約 ・ 審査会委員に基幹相談支援センター職員、入所施設を運営する職員、相談支援専門員等を採用 ・ 事業所所在地のエリアにて意見交換を実施
	審査チェック票の作成	相談支援部会等を通じて相談支援事業所から審査が必要な項目を意見収集し、 審査チェック票を作成
	委員への報告様式の工夫	事業所基本情報や審査結果を点数化した審査総括票を作成
その他	評価年度と実践年度の2か年のサイクルで実施	評価の位置づけを、評価を行う年度と評価を受けた上で事業所の取組を確認する年度の2か年としている
	グループホーム連絡会を活用	グループホーム連絡会で、管内の各事業所の情報共有をしながら、お互いの強みを評価し、その上で、協議会による評価を実施

エ 評価を行う上で難しいと感じている点、課題等

課 題 等	詳 細
実施上の負担が大きい	・ 現地訪問をする上での負担が大きい ・ 施設の増加により、協議会等の負担が大きく、評価の質の確保が難しい ・ スケジュール調整が困難
評価の形骸化、マンネリ化	GH の数が少なく、毎年同じ評価になってしまう
統一された評価基準が整備されていない	・ 評価シートの項目が適正なものか判断できない ・ 近隣地域で共通の評価基準が定まっていない
評価委員の職種による弊害	本来業務の関係性から踏み込んだ話がしづらい
グループホームの質を客観的に捉えにくい	事業所の支援内容や成果が、数値や形として現れにくく、質を客観的に捉えにくい
協議会等による評価が、改善につながらない	・ 改善が必要な事項があっても、強制力がない ・ 翌年度の評価まで内容の確認ができない
他の対応との違いが不明瞭	・ 県による運営指導との役割の線引きが難しい ・ 協議会としてどこまで指導するのか悩ましい ・ 地域連携推進会議との差別化が分かりにくくなった
最終評価までに時間を要する	一次評価、二次評価を行うなど、協議会の複数の会議体での報告や評価を経て最終評価を行うため、評価が年度末になる
「地域に開かれたサービスとすることにより、質の確保を図る」という目的にかなったものになっているか	・ 株式会社運営の事業所は、法人の方針に沿って運営して、事業所の考えや方針を持っているところが少ない ・ 経営法人が遠隔地であると地域密着型視点が薄くならないか危惧

3 今後の取組

本調査結果を各地域協議会へ共有し、好事例の取組を取り入れる等活用してもらおうとともに、圏域スーパーバイザーへ情報提供し、圏域スーパーバイザーによる各圏域の現状の把握及び課題解決に向けた助言等を行っていく。

障害福祉サービス事業所の令和 6 年度県平均工賃月額実績

(健康福祉部障害者政策課)

1 概 要

就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額は、前年度より 1,783 円多い 23,496 円となった

<参考> 静岡県工賃向上計画 (R 6 ~ R 8) における目標平均工賃月額

目標平均工賃月額 (R 8) : 25,000 円

2 県平均工賃月額の推移

施設種別	項目	R 3	R 4	R 5	R 6	増減 (R6-R5)	前年度比 (R6/R5)
	事業所数	425 箇所	447 箇所	492 箇所	525 箇所	+33 箇所	106.7%
B 型	平均賃金月額(県)	16,468 円	16,866 円	21,713 円	23,496 円	+1,783 円	108.2%
	平均工賃月額(国)	16,507 円	17,031 円	23,053 円	24,141 円	+1,088 円	104.7%

※ R 5 より平均工賃月額の算出方法を変更 (国の取扱い)

3 平均工賃月額の主な増加要因(事業所からの聞き取り)

- ・系列会社や地域会社と連携をし、高単価業務の安定受注ができています。
- ・比較的長時間働くことができる者や多様な作業ができる者が増えた。
- ・SNS の活用やセミナー参加によって、企業とのつながりを増やし、自主製品の販路拡大に努めた。

手話サポーターを活用した手話言語普及の取組

(健康福祉部障害福祉課)

1 要 旨

東京 2025 デフリンピック自転車競技の県内開催を契機に、若年層に対して手話を普及するため養成した「手話サポーター」を大会レガシーとして活用し、今後も手話言語の普及促進の取組を推進する。

2 東京 2025 デフリンピックに向けて実施した取組

(1) 手話サポーターの養成

大会開催に向けて実施する機運醸成イベントや大会開催時に手話で選手を応援するため、開催地である県東部地域で、手話サポーターを養成した。

開催回数	時 期	場 所	修了者数	大学生等	高校生	中学生
4 回	R6. 12-R7. 8	三島市	43	6	34	3

(2) 大会の機運醸成イベントや応援への参加

区 分	時 期	日数	場 所	延べ参加者
機運醸成イベント参加	R7. 3-11	4	静岡市、三島市、清水町ほか	35
大会での応援	R7. 11	2	伊豆市(サイクルスポーツセンター)	24

3 今後の手話言語普及に向けた取組

区 分	内 容
手話サポーターの組織化	・「(仮称) 手話サポーターネットワーク」を令和 8 年度に立ち上げ(事務局：県障害福祉課) ・手話サポーター養成講座修了者に、ネットワークへの登録を呼び掛け(令和 7 年度末講座修了者 43 人) ・登録者には、県の「手話であいさつを」運動のほか、県聴覚障害者協会と協力して、デフスポーツイベントへの参加を依頼
手話サポーター養成の継続	・来年度以降、中西部地域においても養成講座を実施し、サポーター数を拡大 (8 年度：中部地域で開催予定(定員 25 名))
若年層手話通訳者の養成	・令和 8 年度から若年層手話通訳者養成講座を実施(新規) (8 年度受講見込み：10 名) ・ネットワーク登録者には講座の受講を勧奨し、若年層の手話通訳者数の増加を図る

医療的ケア児者実態把握調査の結果

(健康福祉部障害福祉課)

1 要 旨

県内の医療的ケア児者の実態把握調査を実施した。今後は調査結果を踏まえ、家族の負担軽減や災害時の対応など支援体制の一層の強化を図る。

2 調査概要

調査時点	令和 7 年 5 月 1 日
調査上の 医療的ケアの定義	障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコアに記載の 14 項目のいずれかに該当する児者であること。

3 調査結果

(1) 人数

本県の医療的ケア児者は 4,381 人、このうち医療的ケア児（0～17 歳）は 714 人であった。障害保健福祉圏域別でみると静岡圏域が最も多く、次いで駿東田方圏域、西部圏域であった。

(単位：人)

障害保健福祉圏域	0～17 歳	18～64 歳	計
賀茂	6	78	84
熱海伊東	10	87	97
駿東田方	128	582	710
富士	88	223	311

障害保健福祉圏域	0～17 歳	18～64 歳	計
静岡	117	1,633	1,750
志太榛原	114	336	450
中東遠	107	309	416
西部	144	419	563
計	714	3,667	4,381

(2) 医療的ケアの内容 (上位 5 項目を抜粋)

0～17 歳では経管栄養が 327 人で最も多く、次いで吸引が 224 人である。一方、18～64 歳では継続的な透析が 881 人で最も多く、次いで皮下注射が 852 人となった。

(単位：人)

0～17 歳		
順位	区分	人数
1	経管栄養	327
2	吸引	224
3	酸素療法	164
4	気管切開の管理	123
5	人工呼吸器管理	116
上記以外		468
合計		1,422

18～64 歳		
順位	区分	人数
1	継続的な透析	881
2	皮下注射	852
3	排便管理	629
4	人工呼吸器管理	553
5	経管栄養	377
上記以外		1,290
合計		4,582

※ 複数の医療的ケアを必要としている場合があるため、延べ人数となる。

(3) 災害対応

市町の避難行動要支援者名簿へ登録されているのは1,065人、うち個別避難計画が策定されているのは200人であった。

避難行動要支援者名簿の登録	人数	割合
あり	1,065	24.3%
個別避難計画策定済	200	4.6%
個別避難計画未策定	755	17.2%
個別避難計画策定不明等	110	2.5%
なし	2,971	67.8%
不明等	345	7.0%
計	4,381	100.0%

4 今後の取組

項 目	内 容
家族支援	入院や通院に要する交通費等の支援（R8新規事業）
支援体制の充実	各圏域における医療的ケアコーディネーターをニーズに基づき、計画的に養成
災害時対応	個別避難計画作成支援（R8新規事業） 市町に対し避難行動要支援者名簿への登録促進
短期入所	モデル地域における新規受入れ施設の開拓

強度行動障害に関する調査の結果

(健康福祉部障害福祉課)

1 要 旨

強度行動障害のある方に対する地域の支援体制整備の検討に必要な基礎資料とするため、実態調査を実施した。

2 調査概要

調査期間	令和 7 年 9 月～11 月
調査上の 強度行動障害の定義	上記期間中、療育手帳を所有している児者のうち、重度障害者等包括支援等の福祉サービスの支給決定を受けている、あるいは強度行動障害児特別支援加算等の対象であること。

3 調査結果

(1) 強度行動障害のある方の人数

療育手帳所持者全体のうち、強度行動障害児者が占める割合は 8.5%

区分	障害児 (18 歳未満)	障害者 (18 歳以上)	合計
療育手帳所持者数 (人)	11,455	27,069	38,524
強度行動障害者数 (人)	262	3,004	3,266
割合 (%)	2.3	11.1	8.5

(2) 生活の場の状況

18 歳未満の大半が在宅で生活しており、18 歳以上は施設入所とグループホームを生活の場とする方が過半数を占めていた。

居住地	障害児 (18 歳未満)	障害者 (18 歳以上)	合計
在宅	259	1,502	1,761
施設入所	3	1,219	1,222
グループホーム	0	283	283
合計	262	3,004	3,266

4 今後の取組

強度行動障害者支援の専門家及び県発達障害者支援センター等による検討会を立ち上げ、協議を進める。

○協議内容

- ・強度行動障害のある方の支援者の養成
- ・強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、広く地域を支援する「広域的支援人材」の選定
- ・強度行動障害のある方及びその家族のニーズ把握

精神科病院への入院者訪問支援事業

(健康福祉部障害福祉課)

1 要 旨

精神科病院の入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。

医療機関外の第三者が、対象者の立場に立って傾聴、受容、共感することにより、対象者が孤立、孤独感を解消し、自尊心を高め、自らの力を取り戻すことが期待される。

本県では、静岡市が令和6年4月から、県及び浜松市が同年10月から訪問支援を開始した。

2 研修開催状況

(1) 養成研修（令和6・7年度）

訪問支援員の業務を適正に行うために必要な姿勢・知識・技術等を修得する研修を開催。

ア 受講者数

年度	回数	受講者数
令和6年度	第1回	68名（受講決定は72名）
	第2回	64名
令和7年度		12名（うち1名オブザーバー参加）

イ 登録者数（令和7年12月末現在）

区 分	賀茂	駿東 田方 (熱海)	御殿場	富士	静岡	志太 榛原	中東遠	西部	合計
専門職	4	24	1	5	21	13	9	19	96
非専門職	2	9	0	6	8	5	4	1	36
合 計	6	33	1	11	29	18	13	20	132

(2) フォローアップ研修（令和7年度）

養成研修を受講し訪問支援員として登録されている方を対象に、必要な知識、技術、姿勢等を再習得するためのフォローアップ研修を開催。

日 時：令和8年2月4日（水）午後1時20分から午後4時40分

方 法：オンライン開催（配信場所：レイアップ御幸町ビル6-B）

受講申込者：80名

3 訪問支援員派遣

保健所に設置された事務局は、本人及び病院職員等から面会希望があった場合、訪問支援員を派遣するため、面会日の調整、訪問支援員2名の選任を行う。

令和6年度訪問支援実績

区 分	賀茂	熱海	駿東 田方	富士	静岡	志太 榛原	中東遠	浜松	合計
訪問 件数	0	0	1	3	8	3	1	1	17
利用 者数	0	0	1	3	5	3	1	1	14
支援員 訪問数 (実数)	0	0	2	6	9	6	2	2	27
支援員 訪問数 (延べ)	0	0	2	6	16	6	2	2	34

令和7年度訪問支援実績（令和7年12月末時点）

区 分	賀茂	熱海	駿東 田方	富士	静岡	志太 榛原	中東遠	浜松	合計
訪問 件数	0	2	2	5	4	2	3	3	21
利用 者数	0	1	2	4	2	2	2	2	15
支援員 訪問数 (実数)	0	3	4	9	6	4	6	5	37
支援員 訪問数 (延べ)	0	4	4	10	8	4	6	6	42

4 会議体の設置

(1) 推進会議

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに事業の進め方について検討や見直しを図る場とする。

ア 令和6年度第1回概要

項目	内 容
日時	令和6年9月30日（月）
次第	第1回訪問支援員養成研修の受講状況について 各圏域で実施した実務者会議の実施状況について

イ 令和6年度第2回概要

項目	内 容
日時	令和7年3月11日（火）
次第	入院者訪問支援事業訪問支援実績について 各圏域で実施した実務者会議の実施状況について 入院者訪問支援事業に関する課題への対応について

ウ 令和7年度第1回概要

項目	内 容
日時	令和8年2月9日（月）
次第	入院者訪問支援事業の研修実施状況及び訪問支援実績について 実務者会議報告と今後の実施案について

（2） 実務者会議

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、事業の円滑な推進と、更なる充実を図る場とする。令和6年度は各圏域で2回、令和7年度は1回、実務者会議を開催した。

5 課題及び対応

（1） 支援員の育成とフォローアップについて

項目	内 容
課題	訪問支援の実践機会が少なく技術・理解の定着が不十分
対応	令和7年度から開始したフォローアップ研修を次年度以降も継続して開催

（2） 対象範囲の拡大について

項目	内 容
課題	市町長同意医療保護入院者のみを対象としている
対応	市町長同意医療保護入院以外への対象拡大

（3） 病院側・関係者への周知

項目	内 容
課題	事業内容や説明方法が病院職員や患者本人に十分伝わっておらず、説明タイミングや分かりやすさの改善が必要
対応	病院の職員向けの事業案内チラシ等の配布、病院職員及び市町担当者向けに事業周知を目的としたオンライン研修の開催

1 計画の概要

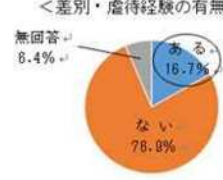
- 1 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 2 計画期間：令和8年度から令和11年度までの4か年
- 3 位置付け：障害者基本法に基づき障害者施策の基本的方向性を示すもの

区 分	内 容	根拠法	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	○施策の基本的方向性 →基本理念、基本目標	障害者基本法	第5次				第6次			
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 →数値目標、サービス必要見込量	障害者総合支援法 児童福祉法	第6期	第7期		第8期		第2期	第3期	第4期

2 現状と課題

① 合理的配慮の提供の更なる促進

- ・調査では、「差別や虐待を受けたことがある方の割合」が16.7%となり、R2(17.3%)の調査と横ばいの結果となった
- ・障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化について一層の周知が求められている



③ 災害発生時に向けた防災体制

- ・調査では、「地震や台風などの災害時に必要なもの」として「避難や災害の情報を分かりやすく教えて欲しい」が最も多かった
- ・災害時における避難所や在宅を含めた避難先の確保や障害福祉サービスの提供の継続が求められている

【①～③は、令和6年度に実施した障害のある方への実態調査結果を参考】

② 親亡き後の地域生活

- ・障害のある人の重度化・高齢化が進み、調査では、今後の心配事は「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多かった
- ・親亡き後、地域で安心して暮らすための受入態勢の整備が不足



④ 医療的ケア児等

- ・県の行った医療的ケア児等の実態把握調査では、県下に在住する医療的ケア児等の人数は4,381人となった
- ・調査結果を元に、医療的ケア児等及びその家族のニーズに合致した支援策が求められる



3 計画のポイント

重点施策
① 障害者差別解消に向けた合理的配慮の提供の更なる促進
② 「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり
③ 大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充実
④ 医療的ケア児等に対する支援の充実

計画骨子	主な取組
I 障害に対する理解と相互交流の促進	
1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 <重点①>	・合理的配慮アドバイザー派遣による民間事業者等への徹底
2 情報アクセシビリティの向上	・合理的配慮に基づくユニバーサルツーリズムの展開
3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興	・若年層を対象とした手話サポーターの養成及び組織化の推進
II 地域における自立生活を支える体制づくり	
1 身近な相談支援体制整備の推進 <重点②>	・圏域スーパーバイザー等による基幹相談支援センター未設置市町への促進
2 暮らしを支える福祉サービスの充実 <重点②>	・グループホームの整備促進
3 施設や病院から地域生活への移行の促進	・人材サポートセンターによる事業所支援の強化
4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	
5 地域での保健・医療体制の充実	・要配慮者の個別避難計画の作成支援の強化
6 地域や施設における防災体制等の充実 <重点③>	・障害のある方も安心して避難できる福祉避難所の環境整備
7 安心して暮らせるまちづくり	
III 多様な障害に応じたきめ細かな支援	
1 早期支援体制の整備	・医療的ケア児の入院や通院に要する交通費等の支援や短期入所受入施設の拡大
2 教育の振興	・県発達障害者支援センターによる支援や就労定着できる職場環境づくりの促進
3 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実 <重点④>	・強度行動障害のある人への支援者養成研修
4 発達障害のある人に対する支援の充実	
5 精神障害のある人に対する支援の充実	
6 難病を抱える人に対する支援の充実	

■主な数値目標		
<Ⅰ：障害に対する理解と相互交流>		
指 標	現 状	目 標
差別解消県民会議参画団体数	(2024) 281 団体	(2028) 313 団体
手話通訳者養成研修修了者	(2021～24) 累計 94 人	(2025～28) 累計 120 人
<Ⅱ：地域における自立生活支援>		
指 標	現 状	目 標
基幹相談支援センター設置市町数	(2025) 26 市町	(2029) 35 市町
優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画作成完了市町	(2024) 5 市町	(2028) 35 市町
<Ⅲ：多様な障害へのきめ細かな支援>		
指 標	現 状	目 標
重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	(2022～24) 累計 656 人	(2025～28) 累計 700 人

※下線太字は、令和8年度新規事業

「第 6 次静岡県障害者計画(案)」に係る
県民意見の募集に寄せられた御意見と静岡県の考え方

1 パブリックコメント募集期間

令和 7 年 12 月 25 日(木) ～ 令和 8 年 1 月 23 日(金)

2 意見の状況

18 名・70 件

3 意見への対応

区 分	対 応	件数
A	御意見を踏まえ、計画案に反映したもの	27
B	障害者福祉を推進する上で参考とするもの	35
C	意見等の内容が既に計画に記載済みのもの	5
D	対応が困難なもの	0
E	その他	3
計		70

(計画の項目ごとの内訳)

区 分	項 目	件数
Ⅰ 障害に対する理解 と相互交流の促進	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	5
	情報アクセシビリティの向上	2
	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	2
Ⅱ 地域における自立 を支える体制づくり	身近な相談支援体制整備の推進	5
	暮らしを支える福祉サービスの充実	6
	施設や病院から地域生活への移行の促進	11
	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	7
	地域での保健・医療体制の充実	3
	地域や施設における防災体制等の充実	3
Ⅲ 多様な障害に応じ たきめ細かな支援	早期支援体制の整備	2
	教育の振興	5
	重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実	1
	発達障害のある人に対する支援の充実	6
資料編、その他		12
計		70

【第6次静岡県障害者計画（案）】パブリックコメントの意見に対する回答について

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	権利擁護の推進の記載にあたり、意思決定支援について触れられていないため、その考え方を盛り込むべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P24) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が適切に反映された生活を送ることができ、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援することが必要です。」
2	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	障害の啓発について、当事者団体のキャラバン隊等を財政的にサポートする必要がある。また、発達障害や知的障害のある方たちの権利を守るため警察や警察学校へのキャラバン隊による啓発も取り入れるべきである。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	当事者団体によるキャラバン隊の活動は、令和3年度に「障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績がある」として、知事表彰を行ったところ。いただいた御意見を踏まえ、引き続き学校・企業等への啓発を強化し、理解促進に取り組んでまいります。
3	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	地域のインクルーシブ教育システムの推進に特別支援学校の参画が進んでいるが、きこえない子どもにとって地域のインクルーシブ教育は言語が違ふという視点も慎重に配慮していただきた。音声言語で行われる学校との交流や小中一貫グループへの参画にはきこえない子どもにとっては音声の情報障害が必要となることが前提となる。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	令和7年4月に策定した「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方では、多様性を認め合う地域社会となることが、「交流及び共同学習」の効果を更に高めると考えられるとしています。一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備や通級による指導等、多様な学びの場における環境整備と共に学び合い、共に育つ教育の創出を進めてまいります。
4	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	「障害に対する理解と相互交流の促進」の中の「関係団体等との協働の推進」という項目のため、当事者団体だけではなく職能団体との協働も必要ではないか。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	職能団体については、「関係団体等」に含めていきます。
5	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	発達障害の方が投票できるよう、どこかの投票所でも対応方法の事前確認を行うべきである。しかし、知的障害のある方は情報が直ぐにかみ砕くことが難しい方もいるため、グループホーム等生活の場や通所事業所などで職員が説明支援をするにあたり、立候補者の情報を簡潔な提供できるといいのではないか。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	投票環境の向上に関しては、投票所を運営する県内市区町の選挙管理委員会に対し、様々な機会を捉えて配慮を依頼しており、また、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
6	情報アクセシビリティの向上	電話リレーサービスの認知度向上に向けた周知・広報だけでなく、県や関係機関において電話リレーサービスを用いた問い合わせ体制を整備すべきである。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、これまで、県民や職員向けの研修等の機会を活用して電話リレーサービスの周知を図ってまいりました。また、県職員が電話リレーサービスを利用する際は、発信側としても受信側としても、適切に対応していると考えられています。近年、自動音声を利用した迷惑電話などが増加していることから、県や関係機関に対しては、冒頭自動音声が流れる電話リレーサービスに対し誤った対応をすることのないよう、引き続きサービス受入体制を整えてまいります。
7	情報アクセシビリティの向上	「障害のある人の職場等における業務内容への適応やコミュニケーションの確保のため、職場適応援助者（県ジョブコッチ）を派遣します。精神障害者雇用に関する従業員や職場環境整備を支援するため、精神障害者職場環境アドバイザーを企業等に派遣し、研修会や相談会を実施します」は、コミュニケーション手段の充実の取組ではなく、合理的配慮の促進や権利擁護のための取組と考える。また、「研修会等において、障害特性についての理解を深め、担当者の実務能力の向上に努めます」は、コミュニケーション手段の充実の取組ではなく、合理的配慮の促進や権利擁護のための取組と考える。合理的配慮の意味や権利擁護についての基本的な考え方を分かりやすく伝える必要があるのではないかと。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	合理的配慮の促進や権利擁護の推進の取組の一つとして、「コミュニケーション手段の充実」が位置付けられていると認識しています。
8	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	県障害者スポーツ協会のスポーツ指導は、法人単位では年1回となっているが、大きな法人だと11年に1回しか申し込めないため、事業所単位で年1回申し込めるようにして欲しい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、県障害者スポーツ協会と連携し、重度の障害のある方も安全に参加できるスポーツ教室を県内各地で開催するとともに、パラスポーツ指導員を各施設に派遣し、派遣先施設職員も指導方法を学ぶことで継続的な地域活動が根付くよう巡回指導を実施しています。今後も障害のある方が身近な地域でパラスポーツに親しむ環境整備の促進に向けて取り組んでまいります。
9	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	みらーとの発表の場は増えたが、“ふじのくにチーム★輝き”の発表の場はなくなってしまったのか。	E その他	「ふじのくにチーム★輝き」については、10年以上開催してききましたが、当初の目的を達成したことから、終了させていただきました。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
10	身近な相談支援体制整備の推進	この計画がこの先4年間ということを考えると、すでに基幹相談支援センターが設置されている地域は多く、主任相談支援専門員も配置されてきている。 主任相談支援専門員の養成が人材育成のところでも触れられているので、基幹や特定への配置の促進を図り、相談支援の質の担保も必要である。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	基幹相談支援センターについては、2025年度末時点で26市町に設置されており、未設置市町については、引き続き、市町に対し設置に向けた支援を行なってまいります。 また、主任相談支援専門員の養成研修を通じ、相談支援体制の充実実に努めてまいります。いただいた御意見については、今後の取組の参考といたします。
11	身近な相談支援体制整備の推進	圏域専門部会について、就労部会の対象を一般就労と明記していないが、福祉的就労を含めた就労と表現すべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P37) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「②各障害保健福祉圏域に設置した圏域自立支援協議会に専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討を進めます。障害のある人の就労（福祉的就労を含む）や地域移行、障害児支援など、特定の専門的課題への対応を図ります。」
12	身近な相談支援体制整備の推進	基幹相談支援センターの相談機能と地域生活支援拠点等における相談機能は違うため、それを混同した表現や取組になっている県として相談機能としてどうまとめた方がいいかを示してほしい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P37) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「③拠点コーディネーター等による地域移行等を促進する機能を持つ「地域生活支援拠点等」の整備及び相談支援専門員による地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置が努力義務とされたことを受け、全ての市町における相談支援体制の整備を支援します。」
13	身近な相談支援体制整備の推進	精神科救急情報センターについては、設置されて時間もたっていないものだと思うので、「設置します」ではないのではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P38) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「⑤緊急に医療を必要とする精神障害のある人からの相談等に24時間365日対応できる精神科救急情報センター（精神科救急情報ダイヤル）の体制確保及び周知を図ります。」
14	身近な相談支援体制整備の推進	コーディネーターは「医療的ケア児等コーディネーター」を指すものか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P39) 御意見については、「医療的ケア児等コーディネーター」を指すものであり、正確に記載するため以下のとおり修正します。 「⑤在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の介護ニーズは、24時間対応等の包括的・継続的なサービス提供が不可欠となります。このため、地域における行政、福祉、教育、医療等の連携を図り、重症心身障害児（者）等を支援し総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを養成します。」

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
15	暮らしを支える福祉サービスの充実	「障害のある人、高齢者、子供等、誰もが利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進」については、複数の課がかわるべき内容ではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P40) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「①障害のある高齢者の孤立防止、地域での支え合いやコミュニティづくりのため、障害のある人、高齢者、子どもなどを推進し、利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進します。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部福祉長寿政策課〕」
16	暮らしを支える福祉サービスの充実	記載された内容は、長年に渡る知的障害者の方々の雇用創出の環境についてであり、この内容で明記するならば、障害者ピアサポート養成研修が従来の精神障害者のみから今年度から三障害、高次脳、難病の方も対象として実施されているため、その人材育成機能の活用を記載すべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P42) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑩自らの障害や疾病の経験を活かして、同じような経験がある人に対して支援を行う障害者ピアサポート等養成する「障害者ピアサポート研修」を実施します。」
17	暮らしを支える福祉サービスの充実	障害者の高齢化が進む中、高齢者分野との連携・協働について推進していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	これまで県としても国に対して要望をしてまいりましたが、介護保険制度との連携を図り、引き続き障害のある人の高齢化に対応し必要な施策に取り組みでまいります。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	暮らしを支える福祉サービスの充実	障害者支援施設（入所）において、ICTの導入に向けて補助金の拡充をお願いしたい。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	県では、障害福祉分野における介護業務の負担軽減や生産性の向上を図るため、障害福祉施設等における介護ロボットやICT機器等の導入を支援しています。
19	暮らしを支える福祉サービスの充実	県の公務員の給与が全国一位との報道があったが、県民の幸せ度満足度がまず全国一位になつてからであつて欲しい。新卒や若手の職員が福祉の仕事を継続且つ自身の生活が豊かであると感じられるよう他業種との賃金格差については、処遇改善加算等を含め急ぎ改善していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、静岡県障害福祉人材サポートセンターと連携し、障害福祉人材の確保のほか障害福祉サービス事業所における処遇改善加算の取得に向けたサポートを実施しております。必要とする事業所に活用いただけるよう一層の周知に取り組みでまいります。
20	暮らしを支える福祉サービスの充実	悪質な事業所が増えてきたためか、監査をしやすい形での書類作成が年々増えている。監査に来るだけでなく、利用者の生活支援、作業支援、多量の事務があることを、一日でも一緒に仕事をして内情を理解していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	事業所を指導監督する上で具体的な業務内容を理解すること、(重)要と考えます。いただいた御意見は今後の事業者指導に当たり参考とさせていただきます。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
21	施設や病院から地域生活への移行の促進	「地域生活支援拠点等の相談支援体制を充実」について、意思決定支援の理念を県の取組の中で浸透させていく内容として読み取れない。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P47) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「障害のある人が住み慣れた地域社会で当たり前の暮らしが保障されるべきというノーマライゼーションの理念に基づき、日常生活や社会生活の中で本人の意思決定を支援するとともに、施設や病院から地域生活への移行を促進することが重要です。地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができれば、地域生活支援拠点等の相談支援体制を充実させていく必要があります。」
22	施設や病院から地域生活への移行の促進	「居住の場の充実」において、実態調査の結果として「グループホームの整備」という選択肢が多かった理由や、背景についての検討やアプローチも必要。その背景や社会に対してのアプローチについても記載をお願いしたい。 また、グループホームの整備促進が多く挙げられているが、暮らしの質にまで言及した取り組みの記載をお願いしたい。 「様々な選択肢から検討できる環境づくり」「当事者の考えを汲み」「当事者を含めた話し合いの場」等について記載をお願いしたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P48) 地域移行の手段として地域定着支援事業をはじめ各サービスがあり、障害のある人や家族の不安を解消するためには、困った際に身近なところと相談できる体制が必要と考え、計画を以下のとおり修正します。 「「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、入所している施設以外で暮らすためには、14.7%がグループホーム等の整備を必要としていることから、相談支援体制の充実とともに地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホーム等の整備を一層促進していく必要があります。」 また、その人らしい充実した暮らしを過ごせるようにするためには、世話人等の人材を確保し、障害のある人一人ひとりのサポートを充実していく必要があると考えます。このため、県としては障害福祉人材の一層の確保と資質向上に努めて参ります。 「様々な選択肢」等については、「居住の場の充実」において言及しており、これらを含めて総合的に推進してまいります。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
23	施設や病院から地域生活への移行の促進	医療と福祉と行政の協働体制を推進していくために指定一般相談支援事業所が増えることが重要である。事業名が明確に入ってもいいのではないか。また、入院者訪問支援事業について具体的にも明記し、意思決定支援やアドボカイト機能について促進していくことを加えてもいいのではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 相談支援事業所については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「①精神障害のある人の早期退院や社会参加の支援のため、精神障害のある人の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種チームによる退院支援や同じような課題や環境の経験を生かしたピアサポートの活用等を推進するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所（計画相談・一般相談等）及び行政の連携体制を強化し、計画的に地域生活への移行を促進します。」 (本文P25) また、入院者訪問支援事業については、医療機関外の面会交流を確保することを目的とした事業であり、御意見を踏まえ、権利擁護の推進に係る項目に以下のとおり追記します。 「⑧精神科病院の入院者うち、外部からの交流が途絶えがちな入院者に対し、入院者訪問支援事業等を通して、本人が適切に意思の表明ができるような施策を推進します。」
24	施設や病院から地域生活への移行の促進	協議会（専門部会）のことだと思いが、その言葉を入れてもいいのではない。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「②精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることができるように、市町、病院や相談支援事業所など関係機関と協議する機会として「自立支援協議会地域移行部会」を設け、地域における居住及び生活環境の一層の整備や、精神障害のある人の社会参加を促進するための支援を行います。」
25	施設や病院から地域生活への移行の促進	「受診者等に対し、行政や医療機関、ピアサポーター等が連携した訪問支援活動」とあるが、内容的には「精神障害者地域生活支援訪問事業」のことを記載していると思われる。この事業は「床受診者等」を対象としていることから、記載内容の訂正をお願いしたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 「未受診者等」に記載内容を修正します。
26	施設や病院から地域生活への移行の促進	【数値目標】に研修修了者数の記載があるが、これに関しては取り組みに記載がなく、記載内容の数値目標としては適切ではない。取り組み内容に応じた数値目標の記載をお願いしたい。数値目標としての研修修了者数についてはそのまま記載をしてもいいが、その数値目標に対応する取り組みの記載をお願いしたい。取り組み内容としては「地域移行を促進できる人材の育成等の記載が望ましい」と考える。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「④精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む暮らしを実現できる支援体制整備を行なうため、精神障害者地域移行定着推進研修を実施します。」

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
27	施設や病院から地域生活への移行の促進	障害者入所施設として、地域移行等意向確認が義務化されており、受け皿となる地域への理解、グループホーム等の居住場所の増を具体的に示していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県においても、国同様に入所から地域社会への移行を推進しており、地域移行や親亡き後の住まいの場となるグループホーム等の整備を進めています。 なお、具体的な整備方策等に関しては、静岡県障害福祉計画において、全県及び障害保健福祉圏域ごとに定めており、来年度、計画の見直しを予定しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	施設や病院から地域生活への移行の促進	保護者の高齢化や、親亡き後の本人の支援は本当に大変であり、“ただ生きる”のではなく豊かな生活が送れるよう、ヘルパーが増えるしくみ、ヘルパー利用の時間数を希望するだけでもえらるしくみ、福祉有償車輛を気軽に使えるしくみ、社協の日常生活支援や日中支援型グループホームや成年後見が本人に寄り添ったサポートをしていくしくみづくりを希望している。通所、通勤、勤務中のヘルパー利用も検討いただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、国の制度の枠組みの中で実施されている部分もありますが、人材育成、人材確保については、静岡県障害福祉人材サポーターセンターと連携した取組を展開しています。いまだいた御意見については、今後の取組の参考といたします。
29	施設や病院から地域生活への移行の促進	当事者の意見及び意思決定支援の重要性を踏まえ、「障害の程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されるよう、グループホームの整備促進や」という記載内容や表現について再検討をお願いしたい。 指定一般相談支援事業所の拡充により障害者支援施設からの地域移行も推進されるのではないかと。このことについて協議する場が必要であると考ええる。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P24) 御意見を踏まえ、以下のとおり「権利擁護の推進」に関する項目に追記します。 「障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が適切に反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援することが必要です。」
30	施設や病院から地域生活への移行の促進	矯正施設退所障害者等を受け入れる施設の不安を解消するためには、保護観察所・警察・病院・法務少年支援センター等が明確な役割分担の下、チームとして支援に携わることが大切である。中でも警察には、施設と連絡を取り合う、訪問する、犯罪を起さしていないものの、対応が難しい緊急時に、指導として関与する、等の協力体制を取ってもらいたい。そのような体制が整えば、受入施設はもっと増えるのではないかと。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所や矯正施設、検察、弁護士や、地域の福祉関係機関と連携して、高齢や障害により福祉的な支援を必要とする人の相談支援を行っており、その一環として矯正施設退所障害者等を受け入れる施設へのフオロアップを実施しています。引き続き関係機関との協力体制の構築を図ってまいります。 御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	施設や病院から地域生活への移行の促進	「障害のある人の地域生活の質的向上を図るため、様々な障害に応じたた機能回復、社会的応答の日常生活上必要な訓練」との記載については、障害が回復しなくても環境を整備して生活の質が向上していくことや、障害のあるなにかかわらず誰もが住みやすい、誰にとっても生活の質の向上を図っていく社会を作っていく、というメッセージも明記していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、国の障害者基本計画及びこれを根拠法とする県障害者計画の策定に係る根底に位置付けられる理念であり、その趣旨は本計画に反映させていただいております。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
32	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	入札参加資格の審査項目に、障害のある方の雇用率だけでなく、障害者就労支援施設への物品・役務の発注額を入れていただきたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P53) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「⑨入札参加資格の審査項目に、「障害のある人の雇用率達成企業」及び障害者就労施設等へ一定額以上の物品・役務の発注実績がある「福産品等S D G s パートナー認定企業」を設け、障害のある人の雇用に取り組み企業を優遇できるようにすることで障害者就労施設等への発注を促進します。」
33	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	浜松市では発注シートに優先調達にするかどうかのチェック項目があるが、県でも発注する際、優先調達の可否の項目をつけてみてはどうか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	「就労全体」の項目立てがないため、一般就労と福祉的就労を分けて取組内容を記載しているが、その整理でいいか。一般就労の記載の中か、その他の項目か分からないが、リワーク支援の充実や体制づくりを入れこむ必要があるのではないか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	就労選択支援事業は、一般就労、福祉的就労の双方を視野に入れた事業であることは承知しておりますが、一般就労と福祉的就労とでは、現状や課題が異なり、支援の方向性を明確にするためにも分けて整理しております。 リワーク支援については、関係機関と連携を図るなど、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	障害者を取り巻く就労環境を踏まえ、ワークダイバシティーについて記載はしないのか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	障害のある人の就労支援として、一人ひとりの適正に応じた就労に向けた支援体制の充実、就労に関する相談に対応するための就労相談員の配置、就労面及び生活面を一体的に支援する障害者就業・生活支援センターの整備など様々な取組を行っております。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
36	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	農福連携について記載はあるが、伝福連携が非常に有効な地域活性になると考えている。担い手不足により閉店を余儀なくされている伝統的な商品等を継承する老舗店舗等の新たな受け皿として社会福祉法人等が地域公益事業として引継ぎ、収入を得て高工賃につなげていく。その中で障害者の人としての価値の創出が同時に行われ地域の方々の障害者へのイメージも変わると考える	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	伝福連携は伝統工芸産業と障害福祉サービスが連携し、後継者不足に悩む技術の担い手として、障害者の特性を活かせる場と考えられています。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
37	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	農福連携について、昨今の夏季でのビニールハウス内や外での作業は過酷なものとなっており、障害のある方の健康状態に配慮して仕事や就労の提供が止まってしまうところもあるのではないか？倉庫内での仕分けなど、障害のある方の健康に配慮されつつ雇用側の負担にならない形で通年仕事が提供できる仕組みを考えて頂く、雇用されたのに「提供できない仕事がある」ということがないよう取り組んでほしい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	農福連携については、これまでも農業者・障害のある方双方のニーズに対応できるよう、農福連携コーディネーターが障害のある人が作業しやすい作業の切り出しなどを行い、マッチングを進めてきました。今後も引き続き障害のある人に十分な仕事が提供できるようマッチングの強化に取り組んでいきます。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	数値目標が「県平均工賃月額」となっているが、事業所では重度の方や高齢な方、生活支援が必要な方たちも受け入れていることを忘れないでいただきたい。	E その他	障害が重度の方、生活支援が必要な方々を受入れ、地域を支えることは事業所の重要な役割の一つと認識しております。平均工賃の算定と利用者の特性とのバランスについては国も認識しており、令和6年度の報酬改定において平均工賃月額の計算分母を「前年度の工賃支払対象者数」から、「前年度の1日当たりの平均利用者数」に改定しており、より実態が反映される形としています。
39	地域での保健・医療体制の充実	こどもの危機対応チームの大きな目的として、地域性を活かしながらも継続的な支援体制の構築であると考えているため、このことについて検討する機会・場について記載すべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P58) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「④こどもの自殺危機対応チームを設置し、自殺リスクのあるこどもへの対応に苦慮する学校等の支援を行うとともに、地域の支援者間の連携体制を構築・強化し、地域における自殺対策力を向上させることにより、こどもの自殺の未然防止を図ります。」
40	地域での保健・医療体制の充実	中東遠地域では、中東遠総合医療センターで月に2回障害者歯科外来が開設されている。元々は県の障害者歯科の研修として始まったものとして聞いているが、研修期間は終了し、現在は、地域の歯科では治療できない患者のため、圏域市町が負担し歯科医師会がボランティアで診療にあたっている。 しかし、治療する医師は無報酬のため、新たな人材が育たず、今後の継続が危ぶまれている。 親が高齢化する中、遠方への通院は困難なため、中東遠地域は障害者歯科診療の拠点を整備していただきたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P60) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑧障害者に対する歯科医療提供体制の確保に向け、地域ごとの調査・検討、人材育成、連携体制の構築に取り組みます。」
41	地域での保健・医療体制の充実	こころの健康対策の推進やこころの健康づくりの推進については、複数課で取り組んでいただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	取り組みの内容に応じて、教育委員会をはじめとした、関係部局と連携しながら取り組んでまいります。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
42	地域や施設における防災体制等の充実	大規模災害の発生に対応するため、福祉避難所の拡充と物資等購入にあたる補助金の整備、福祉避難所を設置するまでのイメージを実施に合わせ検討頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、物価高騰対策の一環として、災害備蓄等への対応として、災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な備蓄物資や衛生用品・医療用品等の購入に対して補助金による支援を実施しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	地域や施設における防災体制等の充実	大規模災害の発生に対応するため、福祉避難所の拡充と物資等購入にあたる補助金の整備、福祉避難所を設置するまでのイメージを実施に合わせ検討頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	福祉避難所は、市町が地域の実情に応じて指定しており、県では「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」を作成して、各市町における福祉避難所の設置や避難者受入時の留意点等を示しているほか、市町が行う避難所の環境改善に財政支援を行っている。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	地域や施設における防災体制等の充実	西豊田学区で以前からインクルーシブな防災訓練が行なわれおり各地区にも広がっていくよう、県も協力頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず、多様な住民に対応した防災訓練は重要であり、好事例については、他市町にも情報提供し、県内に広げていきたいと考えています。
45	早期支援体制の整備	手話言語の獲得を「権利」として位置付け、計画においても「言語権について」「手話言語を獲得する権利」について明記すべきである。音声言語支援ありきとならず、手話言語獲得支援こそ独自予算を付けるべきである。 手話施策推進法を適切に反映していただきたい。 また、ろう児等が自らの言語として手話を選択できる環境を整えることは、言語権の保障と健全な発達の観点からも極めて重要である。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P74) (健康福祉部) 県では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語が必要なくともに対し、乳幼児期から参加できる親子手話教室を実施するほか、難聴と判断された際の親の不安を和らげるため、聴覚に障害のあることをも育ってまいりました。 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑨手話言語の獲得を選択したことでもが手話に触れる機会を掘起するため、親子手話教室を実施します。」 (本文P77) (教育委員会) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「③特別支援学校においては、手話を使用することの意向を尊重しながら、手話言語獲得のための環境整備に努めます。」
46	早期支援体制の整備	幼児児童生徒が手話で自由に教職員と話ができる環境整備が必要であり、手話で教育を受けることは“合理的配慮”ではなく、“権利”である。 数値目標として、「手話環境のある教育機関数」「手話対応可能な教員数」「手話対応可能な教員の養成計画」を設定すべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P78) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「④特別支援学校では、手話施策推進法の施行を踏まえ、手話に必要なこととすもの意向が尊重されるように、手話に関する必要な支援を行う職員等の配置に努めます。また、手話の技能を有する教員を育成するため、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修等を実施します。教員採用選考試験においては、手話通訳士の資格を持つている者に加点をするなど、手話環境の充実に努めます。」

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
47	教育の振興	手話による教育を受けられず県外流出している実態調査を行うべきである。県のろう学校において、乳幼児期における手話の学習の機会が保障されていない。実態調査を行う場合はその計画を、行なわない場合は手話言語条例や手話施策推進法との矛盾について考えを示していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	手話による教育を受けられないことにより、県内に居住する児童生徒が県外に転出した例を把握しておりますが、聴覚特別支援学校幼稚部、小学部及び中学部のいずれにおいても、多様な教育内容や指導方法を用意するなどして、きめ細かな指導を実施します。
48	教育の振興	聴覚障害に加え他の障害を持つ重複障害の幼児児童生徒が、聾学校ではなく、特別支援学校を勧められると聞いたが、その幼児児童生徒が少しでも手話や視覚情報が多い聾学校での教育を求めた場合は、受け入れべきではないか。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	特別支援学校への就学は、保護者に情報を提供し、保護者の意見について、可能な限りその意向を尊重し、総合的に判断して、最終的には市町教育委員会が、就学先を決定しています。
49	教育の振興	「障害のある人の生涯を通じて多様な学習活動を支援するための環境整備」がなされたら就労支援事業所にも一報いただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	関係部局と連携し、周知に努めてまいります。
50	教育の振興	県立高校の学校設備について、多目的トイレを各階に設置していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	今後新たに建設する校舎については、各階 1 箇所多目的トイレを設置する方針としております。既存の校舎においては、トイレ改修の際に、できるだけ多目的トイレを設置できるよう検討します。
51	教育の振興	特別支援学校などで職場体験、実習などを行った後に学校側と事業所側が早めに連携を取り、事業所のルールや本人が参加する作業の工程について擦り合わせを行い、卒業後にストレスが少なくスムーズに事業所に慣れることができるようにしていただきたい。また、学校側における『指導』と事業所側における『指導』ずれで「学校ではなかったが事業所では」ということにならないようにしていただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	特別支援学校では、事業所等と連携し、一人ひとりの適性に応じた職場実習に取り組んでいます。また、移行支援会議において、卒業後に充実した生活が送れるよう、引き続き努めてまいります。
52	重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の実	医療的ケア児・者は程度が幅広く少数であるが、予算を付け、能力を存分に発揮できるような環境整備を行えば、未来の人材育成に大きな力となると思う。	B 障害者福祉を推進する上で今後参考とする	医療的ケア児の教育保障、成長や自立のため、医療的ケア運営協議会等を通して、個別のケースに対応できるよう引き続き検討してまいります。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
53	発達障害のある人に対する支援の充実	強度行動障害について、【現状と課題】に予防の必要性が触れられているため、【県の取組】にも予防としての取組を記載すべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P83) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑥強度の行動障害の状態となることから、県内の発達障害者支援センターと市町、関係機関とも連携して必要な支援を実施します。」
54	発達障害のある人に対する支援の充実	強度行動障害支援に関し、強行基礎・実践研修と行われているが、実態は取り組みに繋がっていないとされている。このことについて分析をお願いしたい。 また、予防的支援の必要性を考え、未就学時期、学齢期低学年頃からの現れを適切な理解と支援に繋げることが予防策となり、各学校での対応や理解の促進、支援方法の共有等福祉の観点を取り入れる体制作りの促進をお願いしたい。 児童発達支援・放デイでの支援が予防的支援に直結し、特別支援学校だけでなく、その他発達支援学級を持つ小学校等との協力、相談・支援体制、アウトリーチの拡充（トライアングルプロジェクト）等の促進をお願いしたい。 学校内に設置されている「児童会」との連携促進を検討してほしい。学童の状況整理としても職員配置が少なく事故が散見され、発達に課題を持つ子どもが利用が拒まれている実態がある。インクルーシブ教育とはまるで絵にかいた餅になっている。 そして、SSWの待遇を見直してほしい。福祉と教育を繋ぐ重要な役割を担うSSWの地位が低く、支給される物品、労働条件も実態に全く合いません。待遇等手厚くなるようご検討頂きたい。 保育・教育・福祉の支援者に向けての研修の場や地域での自立支援協議会等との協力関係を促進してほしい。 強行支援では、時に、物損が見られるがご本人の保険だけで賄えない額となり（保険業者の上限額設定により）施設負担で修繕を行っている実態です。短期入所/日中一時、地域生活支援拠点整備等事業における緊急時対応時の物損などを含め、保証・補助金の創設を県や市として検討頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	研修において県内事業所等で実践している好事例を共有する等いただいた御意見については、関係各課で共有するとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
55	発達障害のある人に対する支援の充実	「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」ポスターでの啓発だけでなく、愛知のように、大学、公立図書館、商業ビルを使って大々的にPRしていくのと良い。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	「世界自閉症啓発デー」、「発達障害啓発週間」での啓発や各市町への啓発の働きかけは引き続き実施してまいります。また、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	発達障害のある人に対する支援の充実	強度行動障害のある方を受け入れる事業所設立の段階において、利用者のパーソナルスペースが確保できる広さや防音設計など事業所が受け入れる体制が取れるようにすることも大切である。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
57	発達障害のある人に対する支援の充実	教員教育について、県立高校の教員は発達障害に関する知識が乏しく迅速に対応いただきたい。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力を身に付けることは重要です。生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるためにも、研修や協議会等を通じ、特別支援教育に関する理解促進を図っていきます。
58	発達障害のある人に対する支援の充実	スキルはもちろんであるが、職員が気持ちに余裕を持って対応できるよう、生活の補償、事務の軽減をお願いしたい。	E その他	強度行動障害のある方に対して高度な専門知識や技術に基づく個別支援を行うため、支援者養成研修による人材の養成に努めます。また、報酬等については、機会を捉えて国に要望してまいります。
59	その他	親亡き後を見据えた相談支援体制の整備について、主な取組は「圏域スーパーバイザー等による基幹相談支援センター未設置市町への促進」とある。この部分について、基幹相談支援センター未設置市町への促進に加え、地域生活支援拠点等事業の整備とともに、具体的に市町での展開について促進していくことも加える必要がある。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	概要資料においては、数値目標等と関連付けて重点的な取組について掲載させていただいております。地域生活支援拠点等の整備については、相談支援体制の整備において欠かせない取組の一つとして認識しており、計画本文に記載させていただいてあります。
60	その他	第6次計画の策定期間が2026年3月であるのに対し、「静岡県障害者しあわせプラン」への改称の記述が過去形にのため理解しにくい表現になっている。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P2) 御意見を踏まえ、表記を修正します。
61	その他	1993年5月にふじのくに障害者プランを策定したとあるが、今回「静岡県障害者しあわせプラン」に改称する理由を書くべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P4) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「そこで、今回の障害者計画では、このような障害者施策の取組の方向性を示しつつ、総合的な推進を図り、ウェルビーイングの基本的方向を取り入れ、「幸福度日本一の静岡県」を目指すため、「静岡県障害者しあわせプラン」と改称し、今後4年間の新たな計画を策定します。」
62	その他	「精神障害 平均在院日数の状況」のグラフの縦軸の目盛りの始まりが150となっている。他のグラフは0からスタートのため、一貫性を持たせるべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P13) 御意見を踏まえ、表記を統一します。

No	項 目	意見等の概要	対 応	県の考え方
63	その他	「療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数」の伸び率の表記が142%とされているが、42%と表現するのが妥当ではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	(本文P14) 御意見を踏まえ、表記を修正します。
64	その他	「入院医療中心から地域におけるケア中心へと進みつつある」や「治療技術の向上や向精神薬の開発等が進む」とあるが、根拠の記載が必要である。現場で長年精神科医療に従事している立場で違和感を持つ表現である。「精神障害に関する医療環境が改善されている」とする根拠の記載が必要である。		精神病床の平均在院日数が減少傾向にあることから「入院医療中心から地域におけるケア中心へと進みつつある」、LAI（持続性筋肉注射）等の登場から「治療技術の向上や向精神薬の開発等が進む」と考えております。また、精神科病院において業務従事者による障害者虐待にかかる虐待通報窓口等、権利擁護にかかる法制化が進んでいることから、「精神障害に関する医療環境が改善されている」と考えております。
65	その他	知的障害のある当事者からは、本人の声を聞く仕組みづくりを求める意見が出されており、具体的には、市町自立支援協議会等「委員」として当事者が参加し、計画策定や施策に対して直接意見を述べることでできるようにすることを求めている。「知的障害の身体障害者の方々と同じように、「県民の役割」に「知的障害のある当事者が、市町自立支援協議会等の委員として参画できるような、市町に働きかけます。」という文言を追記していただきたい	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	市町自立支援協議会の委員の選任は、各市町に委ねられており、各々の実情に応じ対応されているものと考えています。いたいた御意見については、各市町に働きかける等今後の取組の参考といたします。
66	その他	スマートフォン利用について、母数3,841に対し調査結果が1,914により49.8%になるが、53.2%と記載されているため補足情報が必要ではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P101) 御意見を踏まえ、表の下に注意書きで「※問2の年齢の設定において無回答とした者も含む。」を追記します。
67	その他	西暦と和暦が混在しているため、西暦に統一した方が良い。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	御意見を踏まえ、表記を統一します。
68	その他	表示が不鮮明な箇所があるので修正いただきたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	御意見を踏まえ、修正します。
69	その他	数値目標について、現状値や目標値の年度等の記載にあたり、読み手側に誤解を与えないよう脚注などの配慮が必要である。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県総合計画等の他計画の表記との整合をはかりつつ、分かりやすい記載に努めてまいります。
70	その他	スクールソーシャルワーカーと面談した際、発達障害に知識が浅く学校側の意見を尊重する人であったため、当事者に寄り添うことはなく学校行事をあきらめざるを得なかった。人選と教育を徹底していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	スクールソーシャルワーカーの人選については、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を有する人材を選考しています。任用後においても児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛ける支援ができるよう、研修を実施し、スキルアップを図ってまいります。

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定

(健康福祉部障害者政策課)

1 概 要

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画について、令和8年度に計画最終年度を迎えるため、令和8年度中に第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(計画期間令和9～11年度)を策定する。

2 計画の位置付け、内容等

(1) 計画の位置付け

- ・国の「基本指針」に基づき、県の広域的な見地から障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的として策定する。

＜障害者計画＞ 県における障害者施策の方向性を定める計画

＜障害(児)福祉計画＞ 方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画

区 分	静岡県障害者しあわせプラン	
	障害者計画(現行:第5次(R4～R7))	障害福祉計画 (現行:第7期(R6～R8)) 障害児福祉計画(現行:第3期(R6～R8))
根拠法令	障害者基本法 (第11条第2項)	障害者総合支援法 (第89条第1項) 児童福祉法 (第33条の22第1項)
策定内容	・基本理念及び基本目標の設定 ・基本目標に対する県の取組策定	・成果目標(サービス提供体制確保のための目標)の設定 ・活動指標(サービス毎の必要見込量)の設定

○計画策定スケジュール

- ・基本的には市町計画の数値の積み上げが圏域計画及び県計画の数値となる。

区 分		3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月～3月
県計画作成	圏域計画作成				圏域自立支援協議会全体会	
	施策推進協議会	○ 国基本指針(案)説明	基本指針告示(国)	○ R7年度進捗報告 ・国基本指針説明	書面による意見照会	○ 最終案協議
	パブリックコメント				12月～1月	
市町計画作成			市町担当者説明会	・中間報告 ・市町ヒア		
(社会福祉審議会)				○ (7月開催予定)		

(2) 計画の内容(案) (R8. 1. 19 社会保障審議会障害者部会 資料から)

区 分		目標値等	福祉計画上の実施主体	
			県	市 町
成果 目 標	①施設入所者の 地域生活への移行	・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上		○
		・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減		○
	②精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上	○	
		・精神病床における1年以上入院患者数	○	
		・精神病床への30日以上 の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】	○	
		・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】	○	○
		・K6により住民のこころの状態を把握【新規】 ※ K6(ケスラーシックス)…うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングする尺度	○	○
	③福祉施設から 一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上		○
		・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上		○
		・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上		○
		・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上		○
		・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】		○
	④障害児支援の 提供体制の整備等	・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進	○	
		・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】	○	○
		・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）	○	○ (政令市)
		・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域		○
		・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）	○	○
		・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市	○	○
		・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】		○
		・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】		○
	⑤地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと		○
		・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること		○
	⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等		○
		・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等		○
		・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】		○
	⑦障害福祉人材の確保・定着、 ケアの充実のための生産性向上	・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】	○	
		・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】	未	未
		・都道府県における相談支援専門員研修等の実施	○	
	⑧障害福祉サービス等の質を 向上させるための取組に係る 体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築	○	○
		・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】	○	
活動 指標	各年度の障害福祉サービス等の 利用者数及びサービス見込量	○訪問系サービス・日中系サービス・児童通所支援 ・利用者数（人分） ・サービス見込量（人日分）		○
		○高次脳機能障害者に対する支援【新規】 ・高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	○	

3 特に市町に対して働き掛けを行う項目（案）

区 分	内 容
①施設入所者の 地域生活への移行	・ 障害のある人の意思を適切に反映した支援の実施 ・ 地域の実情を踏まえた障害福祉サービス量（日中サービス支援型G Hの整備等）の適正把握
②精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム の構築	「心のサポーター指導者」による住民向け「心のサポーター」養成研修の実施
③福祉施設から一般就労 への移行等	・ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置 ・ 地域の実情を踏まえた障害福祉サービス量の適正把握
④障害児支援の 提供体制の整備等	地域の実情を踏まえた障害福祉サービス量（放課後等デイサービス事業所の整備等）の適正把握
⑤地域生活支援の充実	強度行動障害のある人への支援ニーズの把握及び支援体制の構築
⑥相談支援体制の充実・ 強化等	関係機関と調整し基幹相談支援センターの速やかな設置 【県総合計画指標】
⑦災害時等への対応	医療的ケア児者等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿への登載促進

○静岡県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、静岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第1号）

この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書に規定する第30条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第29号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。